

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十八第四号の規定に基づき、認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる有価証券として金融庁長官が定めるものは、「株主コミュニティに関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）第二条第五号に規定する株主コミュニティ銘柄とし、平成二十七年 月 日から適用する。

平成二十七年 月 日

金融庁長官 細溝 清史